

インターンシップ事業 実施要項

本文は北九州商工会議所が開催するインターンシップ事業に参加する学生在籍学校（以下「甲」という。）と受入企業（以下「乙」という。）の、インターンシップ実施に関する実施要項となります。

1 目的

本事業は甲の学生が体験するインターンシップを甲及び乙が提携し、また協力して実施することにより甲の学生に対するキャリア教育支援の一助とすることを目的とする。

2 期間

期間は、インターンシップ実施期間（乙が行う実習の開始日から終了日まで）とする。

3 実習条件等

- （１）甲は乙にインターンシップに参加する学生の情報を提供する。
- （２）乙の指示に違反する行為があった場合は、直ちに実習を中止する。
- （３）甲は学生に対し、自己の安全に留意させるものとする。
- （４）実習中に事故が発生した場合、乙の故意・過失に基づくものでない限り乙は免責されるものとする。
- （５）通勤途中の事故、災害については、乙の責に帰さない。
- （６）通勤に要する費用、食費等については、特段の定めがない限り乙は負担しない。

4 遵守事項

甲は派遣した学生に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- （１）インターンシップ実施期間中は乙の指示に従うこと。
- （２）乙の機密を遵守し、他に漏洩しないこと。
- （３）乙の名誉を毀損するような行為は行わないこと。
- （４）乙の営む事業を妨害するような行為は行わないこと。
- （５）乙に誓約書又はそれに準ずるものを提出させること。

5 保険

甲はインターンシップを行う学生を次に掲げる保険に加入させなければならない。

- （１）学生教育研究災害傷害保険
- （２）学研災付帯賠償責任保険

6 損害賠償

故意または過失により乙に損害を与えた場合には、甲が誠意を持ってこれを処理する。

7 協議

この協定に定めがない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

参加申込みをする場合は、上記実施要項に承諾したものとする。